

令和 7 年 11 月 19 日 10 時 6 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	5	/	/

令和 7 年 11 月 19 日

東員町議会議長 南部 豊 様

東員町議会議員 三宅 耕三

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1, 町長の政治姿勢を問う	・一般競争入札に対する町長の認識と責任の所在について他。	町 長
2, 中学校の課題について	・新第一中学校建設に伴う県道の安全対策と、役場前の歩道整備について。 ・本町の中学校クラブ活動の現状と今後の課題を問う。	教育長
	以下余白	

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 11 月 19 日 8 時 25 分 受付	受付番号 /	くじ番号 2	発言順番 2
---------------------------------	-----------	-----------	-----------

東員町議会議長 南部 豊 様

令和 7 年 11 月 19 日

東員町議会議員 山崎まゆみ

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1 “新しい認知症観” について	急速な高齢化の進展により、我が国の認知症の人の数は増加し、認知症の前段階である「軽度認知症障害（MCI）」も含めると、高齢者のおよそ 3.5 人に 1 人が認知症に該当するとされ、地域社会全体での理解向上は益々重要になっています。 共生社会の実現を推進するため令和 6 年に施行された「認知症基本法」を踏まえた町の認知症施策について、以下の点をお伺いします。 (1) “古い認知症観”（「認知症になると何もできない」など）が根強く残っている現状について、どのように考えますか。またそれが地域における認知症の人への支援や共生の妨げになっている点について具体的にお聞かせください。 (2) 特に若年層（現役世代）や地域の多世代住民を対象とした“新しい認知症観”（「認知症になっても自分らしく暮らし続けられる」など）の普及に向けた取組をどのように考えていますか。 (3) 町の地域包括ケアシステム（在宅医療・介護・地域支援）と“新しい認知症観”を統合した支援方針はどのようなのですか。 (4) 認知症の人が安心して暮らすための交通・住環境・見守り体制について現状と今後の計画はどのようなのですか。 (5) 認知症の人が地域活動に参加できるような制度や支援はありますか。	町長・ 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

（以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。）

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式 5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 11 月 19 日 8 時 52 分 受付	受付番号 2	くじ番号 8	発言順番 3
令和 7 年 11 月 19 日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 三林 浩 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1 町政運営について	・町政運営とは、町民が安心して暮らせる「まちづくり」を実現するために、町が様々な施策を計画・実行し、財政を管理することを言います。 町長は、就任されて 15 年目になるかと思いますが、この間の成果はどうですか。 また、課題は何ですか。		町長
2 子どもの食物アレルギー対応について	日本では、小中学校などにおける食物アレルギー児童・生徒数が増加傾向にあり、最新調査では約 52 万人を超えたという報告があります。 また、特に、この 20 年間で子どもの食物アレルギー患者が大きく増えているとの報告もあり、社会的な健康課題として深刻化しています。 本町の現状はどうですか。		教育長 及び 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和7年11月19日 15時10分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	8	7	4
令和7年11月19日			
東員町議会議員 南部 豊様			
東員町議会議員 大谷 勝治			
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者	
1.水環境について	全国の下水汚泥からも PFAS が検出されたとの報道が今年8月にあり、また管理型処分場の浸出水から PFAS が検出される事例が全国で報告されています。町の水環境における有害化学物質対応と町内の産業廃棄物などの埋め立て地の有無について伺います。	町長 関係する 執行部	
2.東員町の自然環境について	町にはホタルの生息地があり、アサギマダラが飛翔する自然豊かな環境が整っています。このような環境下でボランティア活動のアシストだけでなく町も参画しませんか。	町長 関係する 執行部	

― 記載にあたっての注意事項 ―

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 11 月 19 日 15 時 36 分 受付		受付番号 9	くじ番号 8	発言順番 5
令和 7 年 11 月 19 日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 広田 久男				
一 般 質 問 通 告 書				
次のとおり通告します。				
質 問 事 項	質 問 の 要 旨			答 弁 者
1. ゼロカーボンへの取り組み	■第 6 次東員町総合計画に掲げる「施策 9-4.低炭素・循環型社会の形成」について、住民の暮らしに関連した内容に絞って質問します。 1)可燃ごみを 1 トン焼却すると、CO2 は約 380kg 排出されると推計されています。可燃ごみの排出量を減らすことは CO2 削減の重要な取り組みのひとつです。可燃ごみの排出量はどう推移していますか(過去 4 年程度)また、可燃ごみ削減目標を達成するために、取り組むこと(実行計画)は何ですか。 2)太陽光パネルの設置、ZEH(ゼッチ、エネルギー消費量ゼロ住宅)や省エネ改築、省エネ家電は普及していますか。また、目標を達成するために、取り組むことは何ですか。			町長 (関係する執行部)
2. 新東員第一中学校通学路の安全確保	■令和 9 年 4 月開校を予定し、現在 移転建設中の東員第一中学校の通学路について、安全確保が出来ているのか質問します。 1)新第一中学校は、総合文化センターの向かい(道路を挟んで北側)に移転します。 通学する神田・稲部・三和地区の生徒は、令和 9 年度新学期から通学ルートは一変しますが、安全に通学できる通学路は確保できていますか。 2)通学路の安全を確保するため、道路改良や信号機・防犯カメラの設置など計画していることはありますか。 1)、2)について、小学校区別に説明を求めます。			教育長 (関係する執行部)
	(以下余白)			

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和7年11月19日 9時45分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	4	9	6

令和7年11月19日

東員町議会議員 南部 豊 様

東員町議会議員 伊藤治雄

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1. 学びの社会の構築と役割について	(1)生涯学習と生涯教育の理念及び考え方について ①国の定める生涯学習の定義及び目的と本町が志向する生涯教育の考え方 ②東員町総合計画や教育施策大綱に記載されている「生涯学習の推進」の方針 (2)生涯教育について ①家庭教育 ・家庭教育のあり方 ・子育てに対する悩みや不安への対応 ②学校教育 ・学校及び教育環境の整備 ・義務教育における無償化及び保護者負担に関する考え方と今後の方針 ③社会教育 ・スポーツや文化活動等の現状とそれに対する支援状況 ・総合型地域スポーツクラブの推進状況	町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 11 月 19 日 14 時 43 分 受付	受付番号 7	くじ番号 10	発言順番 7
令和 7 年 11 月 19 日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 片 松 雅 弘 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. まちづくりについて	第 6 次東員町総合計画にあるまちづくりの基本的な考え方と課題について		町長 関係する執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 11 月 19 日 9 時 30 分 受付	受付番号 11	くじ番号 11	発言順番 8
令和 7 年 11 月 19 日 東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 山田由紀子 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1 鳥獣被害対策について	・町の被害の把握内容状況について。 ・今後の鳥獣被害に対する対応の有無。		関係する 執行部
2 未満児の保育園待機児童について	・待機児童の現状について ・誰でも通園制度を踏まえて、直近で、取り組める計画について。		関係する 執行部
3 学童保育所・放課後児童クラブについて	・児童生徒の人口推移を踏まえた、運営状況と現状について。 ・子供の居場所と教育の連携計画。		関係する 執行部
4 外国人との共生について	・外国人の居住も増えるなかで課題の有無について。 ・来年度へ向けての地域に求めることや準備している事項。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 11 月 19 日 13 時 32 分 受付	受付番号 6	くじ番号 12	発言順番 9
東員町議会議長 南部豊様		令和 7 年 11 月 19 日 東員町議会議員 伊藤 まり	
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 空き家対策について	管理されていない空き家に起因する公衆衛生の悪化と不安は、生活の質、地域の福祉を損ないます。 (1) 空き家に関する相談件数と、その内容はいかがか。 (2) (1)の相談に対応する職員体制と業務内容はいかがか。		関係する 執行部
2. トイレの環境整備について	公共トイレは外出や社会参加を支えるインフラのひとつです。 (1) 文化センター1階の和式トイレ及び2階の和式トイレの洋式化を含めた改修計画はいかがか。 (2) 公園の公衆トイレの改修計画はいかがか。		関係する 執行部
3. 学童保育の支援について	学童保育は、放課後や長期休暇に保護者の就労などで不在の時間にお子様が安心して過ごせる事業です。 (1) 財政的支援の状況はいかがか。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの

